

(仮称) 柏市こども・若者相談センターについて

1 こども・若者相談センターの設置について

柏市では、令和8年度に子どもや若者への支援の拠点として、児童相談所や若者支援等の機能を含む『こども・若者相談センター(※)』を開設する予定です。

同センターは、旧・青少年センターの敷地内(柏市+余ニ313-92)に整備を行い、子どもや子育て中の保護者が抱えるあらゆる困りごとや悩みに、専門職が相談に応じ、子どもの成長に合わせて、一貫した支援を自立まで継続して提供します。

※子どもたちに相談場所であることがわかるように名称を変更ことといたしました

センターの機能

	(取組)	(機能)	(内容)				
こども・若者相談センター	子育て支援	妊娠子育て相談センター	母子健康手帳の発行や妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応します。				
		はぐはぐひろば	子育てへの不安や負担感の軽減を目的に、乳幼児とその保護者が交流したり気軽に相談できる場を提供します。				
	家庭子ども支援	こども相談センター (旧・子ども家庭総合支援拠点等)	<table border="1"> <tr> <td>家庭児童相談班</td> <td rowspan="4">子育てに関することや、発達や不登校などの子どもに関する様々な相談に対応します。</td> </tr> <tr> <td>発達支援班</td> </tr> <tr> <td>学齢児班</td> </tr> <tr> <td>乳幼児班</td> </tr> </table>	家庭児童相談班	子育てに関することや、発達や不登校などの子どもに関する様々な相談に対応します。	発達支援班	学齢児班
家庭児童相談班	子育てに関することや、発達や不登校などの子どもに関する様々な相談に対応します。						
発達支援班							
学齢児班							
乳幼児班							
	児童相談所・一時保護所	児童虐待等から子どもの安全・安心を守ります。					
若者支援	青少年センター		従来の青少年団体等による活動も維持				
	中高生世代の居場所		高校生以降の若者に対して、継続的に相談できる場や居場所を提供し、自立に向けた相談支援に対応します。				
	若者の相談・居場所(社会的養護自立支援拠点事業)						

これまでの経過

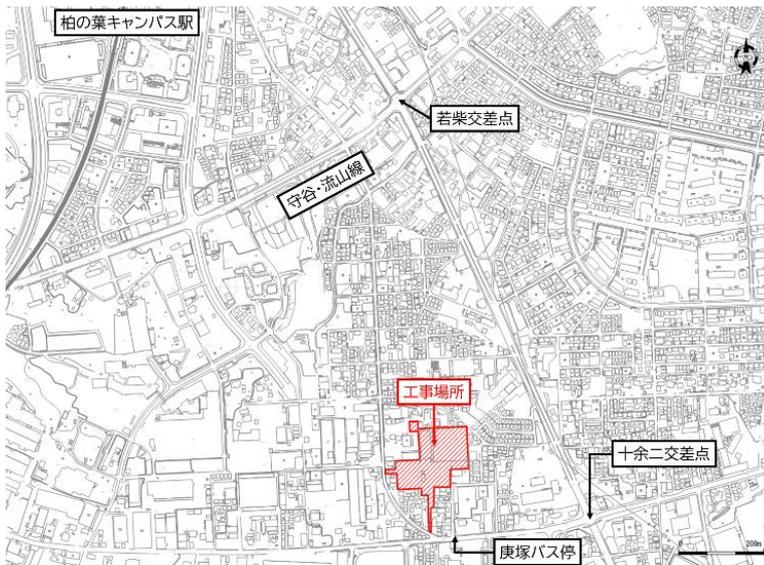
- ・令和3年度 基本計画を公表(6月), 住民説明会(1~2月)
- ・令和4年度 整備計画を公表(6月)
- ・令和5年度 住民説明会(4月), 基本設計の概要を公表(9月)
工事説明会開催のうえ, 解体等工事に着手(1月)

(計画等は市のHPに掲載しています。)



2 施設整備の概要

【案内図】



【アクセス】

- ① 柏駅西口より、東武バス『若柴循環』又は『柏の葉キャンパス駅東口』行きに乗車
- ② 柏の葉キャンパス駅より、東武バス『柏駅西口』行きに乗車

⇒『庚塚(かのえづか)』バス停下車、徒歩3分

【建物概要】

所在地	柏市十余二 313-92		
建築面積	4,144.56 m ²		
延床面積	本体施設	6,639.59 m ²	
	外部	313.47 m ²	
	合計	6,953.06 m ²	
構造種別	地上3階建て 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造		
建物の高さ	13.50m		
主要諸室 (※)	1階 (一般利用エリア)	相談室、はぐはぐひろば、中高生世代の居場所、若者の相談・居場所、一時預かり、カフェ、アリーナ(体育館)、事務室	
	2階 (一時保護所エリア)	[定員 25名] 居室(男子10名、女子10名、幼児5名)、学習室、食堂、事務室	
	3階 (検査・会議エリア)	相談室、家族療法室、箱庭療法室、面談室、会議室、研修室	
エレベーター	2基(15人乗り, 11人乗り)		
駐車場	一般60台, 公用車20台		
駐輪場	一般62台, バイク用4台		

※諸室の名称は仮称であり、今後変更の可能性あり

【配置計画】

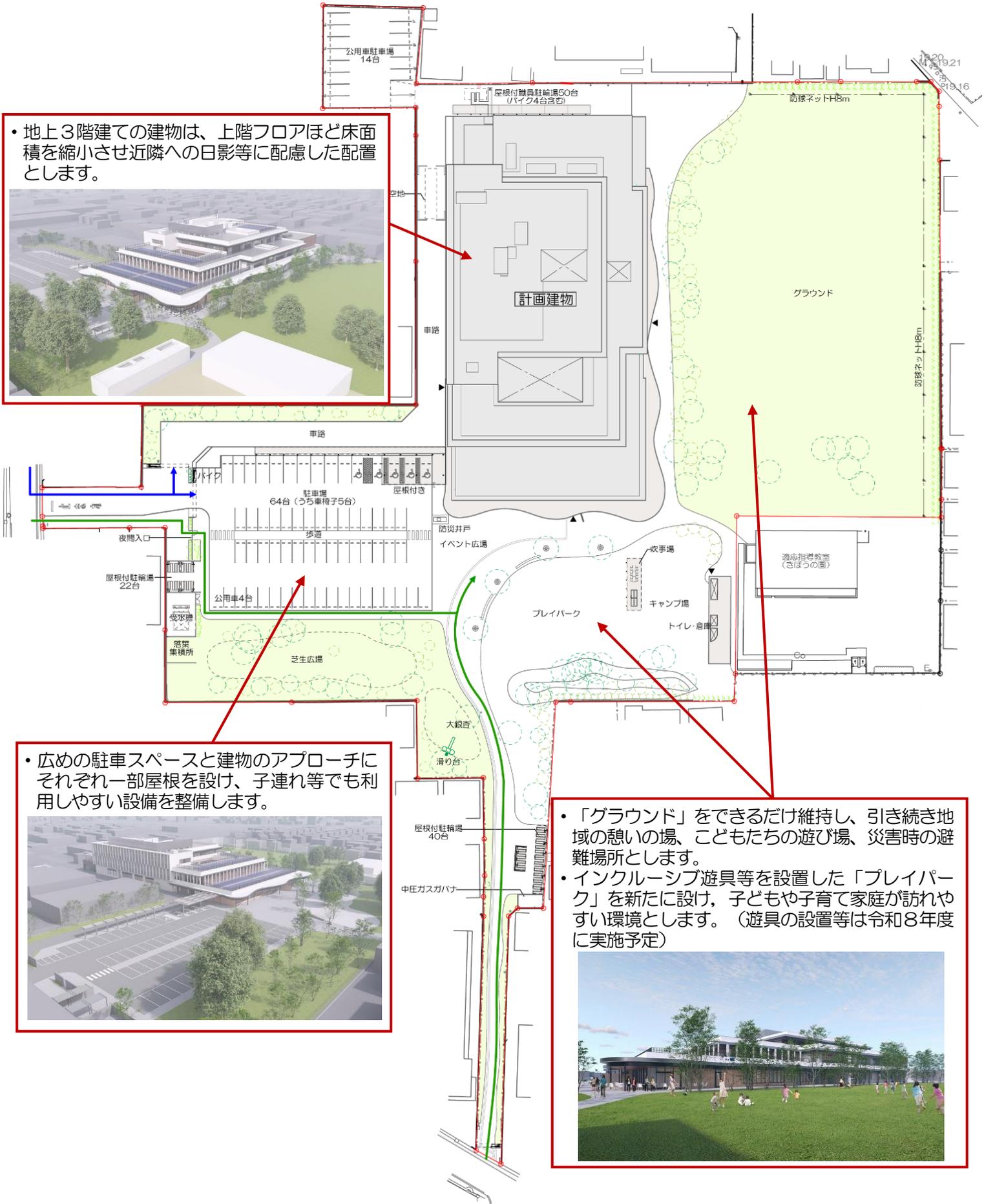
- 地上3階建ての建物は、上階フロアほど床面積を縮小させ近隣への日影等に配慮した配置とします。



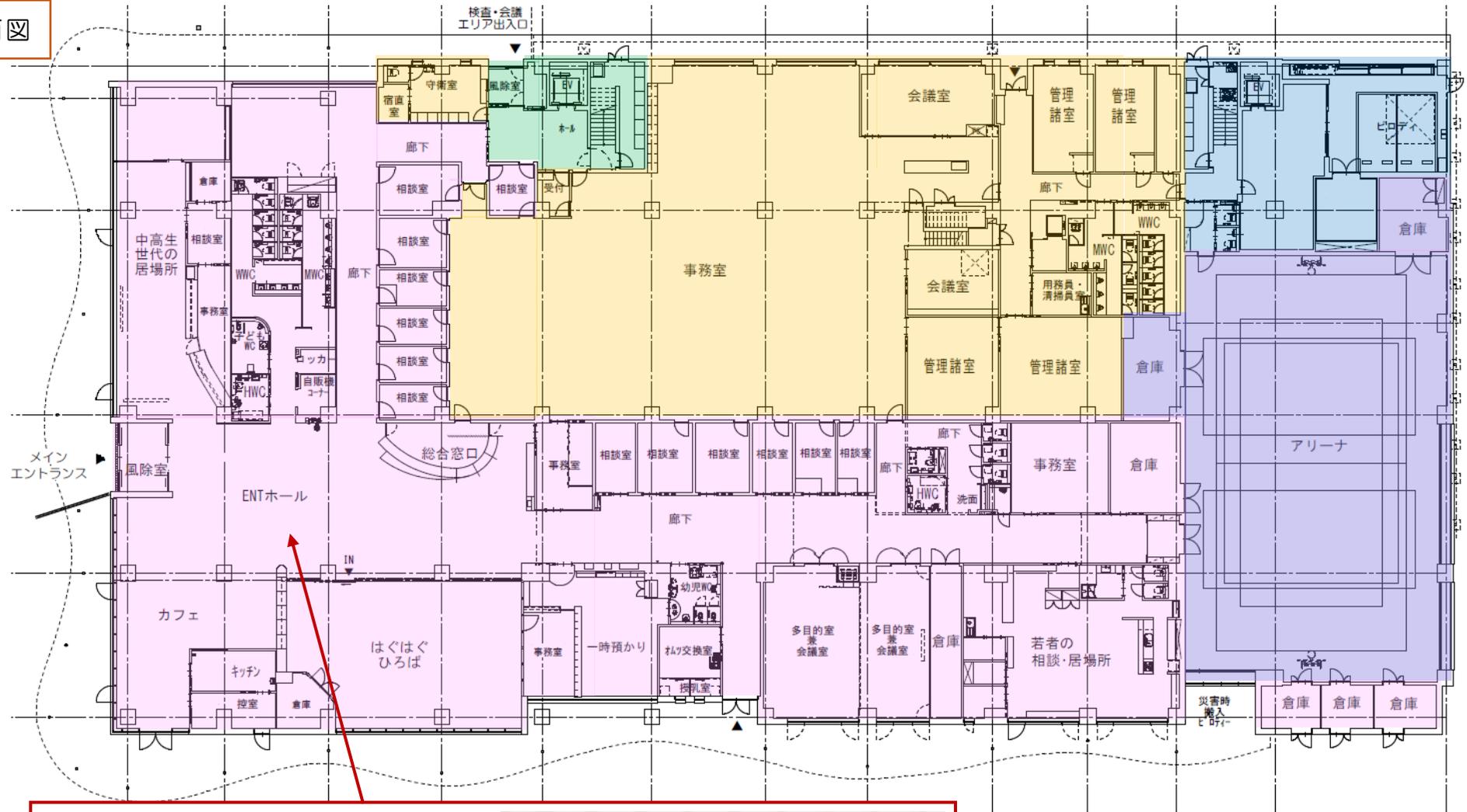
- 広めの駐車スペースと建物のアプローチにそれぞれ一部屋根を設け、子連れ等でも利用しやすい設備を整備します。



- 「グラウンド」をできるだけ維持し、引き続き地域の憩いの場、子どもたちの遊び場、災害時の避難場所とします。
- インクルーシブ遊具等を設置した「プレイパーク」を新たに設け、子どもや子育て家庭が訪れやすい環境とします。（遊具の設置等は令和8年度に実施予定）



1階平面図

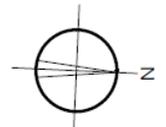


<1階の特徴>

- メインエントランス付近には、「総合窓口」を設置し、ワンストップで必要な相談や支援につなげるほか、すべての子どもやその保護者が利用できる「はぐはぐひろば」「中高生世代の居場所」「カフェ」等の機能を設け、子どもや若者、その保護者が気軽に訪れ、遊びや交流できる場とします。
- 利用者が多い場所などは、木を基調にした空間とします。

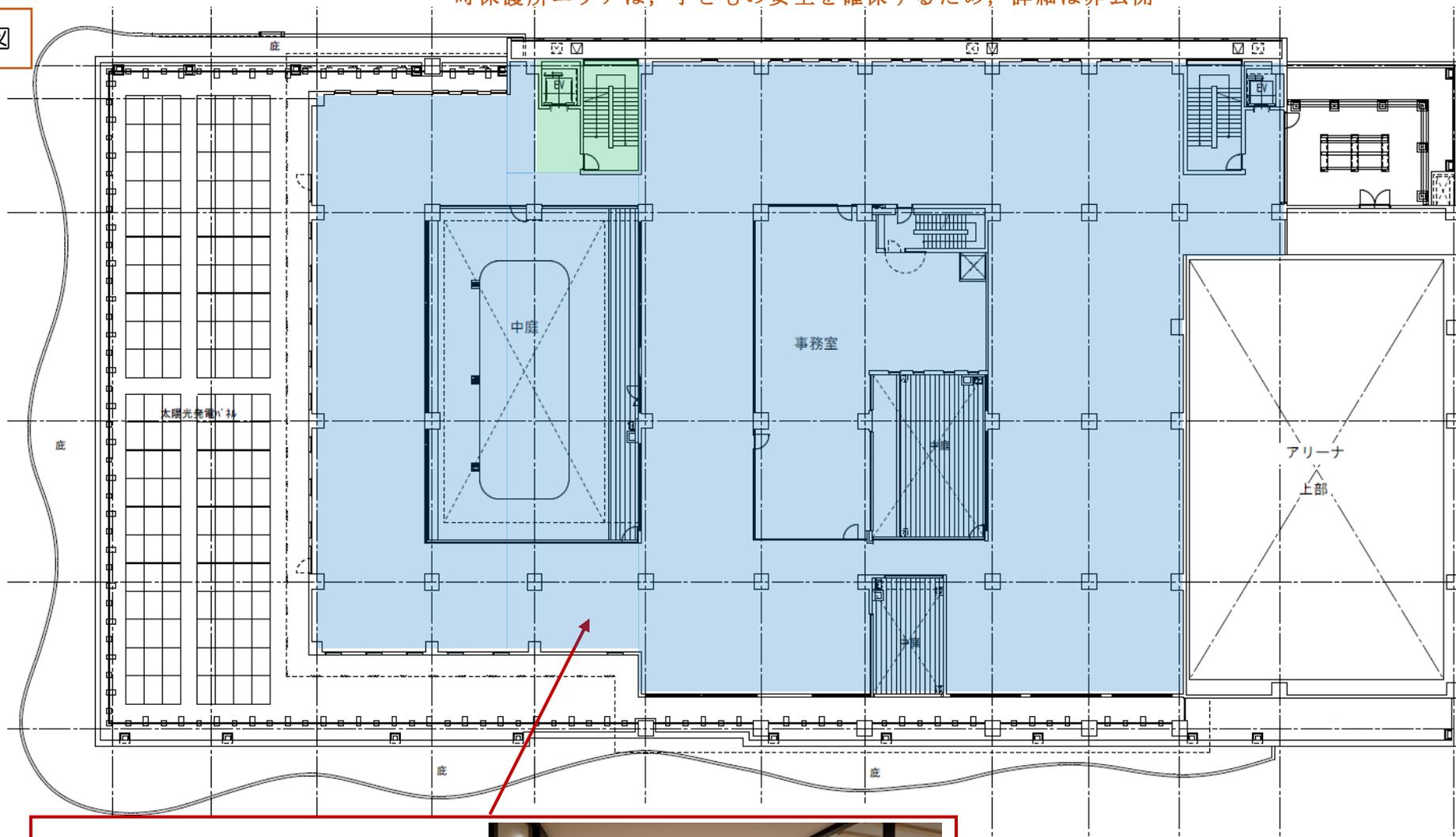


- 一般利用エリア
- 一時保護所エリア
- 共用エリア
- 検査エリア
- 管理諸室等



一時保護所エリアは，子どもの安全を確保するため，詳細は非公開

2階平面図

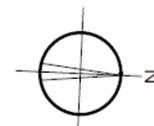


<2階の特徴>

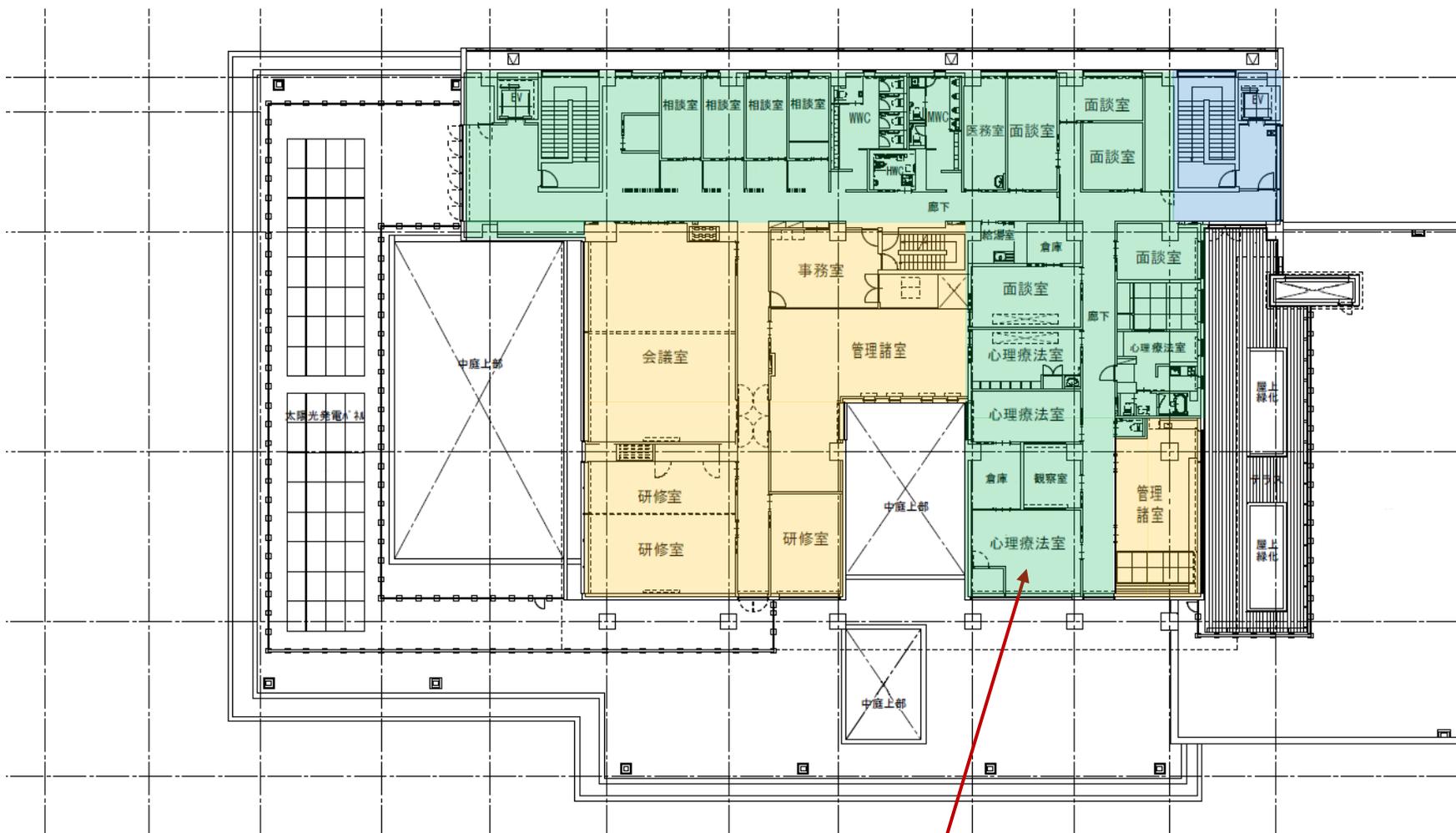
- 一時保護所内は，安らぎを感じる生活空間とするため家庭的な内装計画とします。
- 学齢期以降の子ども居室は原則「個室」で整備します。
- 感染症等への対応のため，風呂やトイレを備えた「静養室」を複数設けます。



- 一般利用エリア
- 一時保護所エリア
- 共用エリア
- 検査エリア
- 管理諸室等



3階平面図



- 一般利用エリア
- 一時保護所エリア
- 共用エリア
- 検査エリア
- 管理諸室等

<3階の特徴>
 ・3階部分には、子どもの心理的な検査や面談を行う場を用意します。子どもや保護者との面談のほか、親子関係を構築するための各諸室を設けます。

